一般社団法人兵庫県社会福祉士会 災害支援に関する規程

規程第 22 号 2018 年 12 月 15 日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会(以下「本会」という。)が、阪神・ 淡路大震災の教訓を活かし、兵庫県内または県外の地震、風水害等の災害発生時において、 本会における初動及び継続的な災害支援の取り組むべき事項について、定めるものとす る。

(災害の定義)

- 第2条 この規程による災害とは、次のとおりとする。
 - (1) 兵庫県内で発生し、本会として支援が必要とされる災害
 - (2) 近畿ブロックの各府県で発生し、近畿ブロックとして支援が必要とされる災害
 - (3) 日本社会福祉士会より支援の要請がある災害
 - (4) その他、本会理事会が支援の必要を認める災害

(災害対策本部)

- 第3条 会長は、災害発生時に災害対策本部を設置することができる。
- 2 災害対策本部は、会長、副会長、災害担当理事、災害支援委員会委員長、事務局長、事務局次長をもって構成する。
- 3 対策本部長は、会長とする。
- 4 対策本部会議については、メール等での電子会議も可能とする。

(災害対策本部の役割)

- 第4条 災害対策本部の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 会員の安否確認及び被災地状況の把握
 - (2) 被災地域等の状況を把握するための先遣チームの派遣
 - (3) 兵庫県及び支援関係機関(兵庫県社協、日本社会福祉士会等)との連携
 - (4) その他、兵庫県外での災害支援の場合の関係機関との連携

(災害支援会議)

- 第5条 会長は、災害発生時に必要な支援策等を協議するために、災害支援会議を開催する。
- 2 災害支援会議は、本会理事会とし、会長が招集し議長となる。
- 3 災害支援会議については、メール等での電子会議も可能とする。

(災害支援会議の役割)

- 第6条 災害支援会議は災害支援計画及び予算を策定し、災害支援体制の構築を行い、次 の事業等を行う。
 - (1) 災害支援対策本部の設置の承認
 - (2) 災害支援コーディネーターの配置
 - (3) 災害派遣チームの登録と派遣(登録については平時より実施)
 - (4) 支援金の募集及び支援金の送金
 - (5) 災害支援活動の終了及び評価
 - (6) その他、災害支援にかかる必要な支援措置

(災害支援コーディネーターの役割)

- **第7条** 災害派遣チームを支援するため災害支援コーディネーターを配置する。
- 2 災害支援コーディネーターは、有給職員として本会事務局職員が兼務し、次の業務を行 う。
 - (1) 災害派遣チームの登録者の派遣編成
 - (2) 災害派遣チームを派遣するため、被災地関係機関等との連絡及び調整
 - (3) その他、災害支援会議より付された業務

(災害派遣チーム)

- 第8条 災害派遣登録制度の登録者を、災害派遣チームとして派遣する。
- 2 災害派遣チームは、支援要請団体からの派遣要請に基づき支援活動を行う。
- 3 支援活動は、相談援助、安否確認、調査、避難所支援など職能団体として社会福祉士の 専門性を活かした活動に取り組むものとする。
- 4 会員が独自で被災地で支援を行う場合などは、災害派遣チームとみなさない。

(災害支援委員会)

- **第9条** 災害発生時において迅速な対応を図るため、本会は平時より災害支援委員会を設置する。
- 2 災害支援委員会は、災害時のマニュアルの作成、災害支援活動者養成研修の開催、災害 派遣登録制度運営及び本会から負託された役割を担う。
- 3 その他、災害支援委員会の活動において必要な事項は、災害支援委員会で策定する災害 支援委員会規程に規定する。

(報告)

第10条 会長は、災害支援活動が終了した時は、次の事項を会員に報告するものとする。

- (1) 災害支援活動にかかわる事業内容及び評価
- (2) 災害支援活動に要した経費
- (3) 支援金の募金状況及び送金状況

(その他)

- 第11条 その他、この規程に定めない事項で必要な事項は、理事会において定める。
- 2 この規程は、理事会の決議によって変更する。

附則

- 1 この規程は、2018年12月15日より施行する。
- 2 この規定は、2022年6月25日より改正施行する。